

利根町生涯学習施設運営協議会の答申に伴う
「布川地区コミュニティセンター」について

1. 令和4年4月1日より生涯学習施設へ組み入れ

利根町生涯学習施設運営協議会の答申を尊重し、地方自治法施設使用料の一元化を図り、町民及び利用団体の利便性、生涯学習活動の支援するために、周知期間は少ないものの、町民にとっては有益であることから、令和4年4月1日より生涯学習施設へ組み入れる。

2. 布川地区コミュニティセンターの管理・運営について

施設の管理・運営については、現在、指定管理者として管理運営する（一社）利根町シルバー人材センターに引き続き管理できるよう配慮することとし、休館日及び名称については、町民の方に根付いていることから現状のままとする。

3. 条例改正等について

利根町生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第2条に「布川地区コミュニティセンター」を追加し、指定管理者による管理も可能とするための規定、使用料金等の改正、また、附則にて「利根町コミュニティセンター条例」の廃止、「利根町公共施設の暴力団排除に関する条例」の一部改正を行い、条例改正（案）については、令和4年3月に開催されます令和4年第1回利根町議会定例会に議案として上程する。

そのほか、利根町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則及び教育委員会規則、訓令の一部改正については、令和4年3月の教育委員会定例会で議案として提出する。

4. 町民への周知方法等について

令和4年3月の利根町議会定例会可決後、速やかに、町ホームページ、行政アプリ、SNS等への投稿、庁舎及び出先機関の入口に「お知らせ」等を掲示し、町民への周知を図るものとする。



教育長	課長	補佐	係長	係	

令和4年1月11日

利根町教育委員会
教育長 海老澤 勤 様

利根町生涯学習施設運営協議会

「布川地区コミュニティセンター」の生涯学習施設への組み入れについて(答申)

令和3年11月24日付 利教生第119号にて諮問のありましたこのことについては、次のとおり答申いたします。

記

1. 答申

令和3年11月24日付 利教生第119号で利根町教育委員会教育長より、「布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設組み入れ」についての諮問があり、生涯学習施設運営協議会で協議を行いました。

布川地区コミュニティセンターの運営等については、施設使用時間や使用料が生涯学習施設(生涯学習センター及び文化センター)と異なり、利用団体からの要望、利用者の利便性、町民の生涯学習活動の支援を考慮すると同じ地方自治法施設であることから、一元化を図る必要があると考えます。

さらに、生涯学習施設に組み入れることにより、利用行為の制限も撤廃され、物品等の販売や優良のイベント等への貸出しも可能となり、利用者の増加も見込まれます。 **有村**

施設使用時間や使用料の一元化は進めるものの、布川地区コミュニティセンターの名称や休館日、指定管理者制度を利用した管理運営業務については、町民の方に根付いており、このまま実施してまいります。なお休館日を別にする事で年間を通した生涯学習活動の支援に繋がることから、現在の管理運営業者にも十分に説明を行ったうえで、令和4年4月1日から布川地区コミュニティセンターを生涯学習施設へ組み入れることを提言いたします。

2. 審議の経過記録

第1回 利根町社会教育委員会関係4委員会（利根町社会教育委員会・利根町生涯学習施設運営協議会・利根町歴史民俗資料館運営委員会・利根町図書館協議会）

○生涯学習課長より、利根町生涯学習施設運営協議会委員へ諮問書の交付。

○布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて、下記事項について説明を受けた。

- ・ (1) 生涯学習施設への組み入れについての背景及び町民等からの要望等
- (2) 生涯学習施設への組み入れについて
- (3) 布川地区コミュニティセンターと生涯学習施設との主な相違点
- (4) 生涯学習施設への組み入れのメリット・デメリット
- (5) 布川地区コミュニティセンター料金改定（案）
- (6) 布川地区コミュニティセンター定期利用団体
- (7) 布川地区コミュニティセンターの名称変更
- (8) 生涯学習施設組み入れまでのスケジュール
- (9) 生涯学習施設組み入れに伴う例規改正

○一連の説明を受けた後、意見交換を行った。

3. 主な意見

○布川地区コミュニティセンターの料金体系については、一時間当たりの料金設定が変更されますが、冷暖房設備の利用料5割増しは高いイメージがある。

○生涯学習施設は、月曜日が休館日であるのに対し、布川地区コミュニティセンターは現在水曜日が休館日ですが、その辺りは変更するのか、あるいは現在の利用者に配慮してそのままにするのか。

○物品の販売については、個人でのフリーマーケットなど利用される方も今後、いらっしゃると思いますので、生涯学習施設全体の利用方法について、具体的に提示していただきたい。



教育長	課長	補佐	係長	係	

利教生第119号
令和3年11月24日

越

利根町生涯学習運営協議会

- 委員 高橋 勝正 様
- 委員 中澤 則明 様
- 委員 長岐 斤夫 様
- 委員 坂田 重雄 様
- 委員 五十嵐 由美子 様
- 委員 藤澤 ちひろ 様

利根町教育委員会
教育長 海老澤



利根町生涯学習施設運営協議会への諮問について

教育委員会に委任されている生涯学習施設及び布川地区コミュニティセンターの使用料金、管理運営等の一元化を図り、生涯学習活動や町づくりに関する活動など幅広い活動支援について検討するため、下記事項に関し諮問します。

記

1. 布川地区コミュニティセンターの生涯学習施設への組み入れについて

諮問理由

利根町におきましては、令和2年度に現利根町文化センター（旧利根町公民館）を社会教育施設から地方自治法施設に変更し、利根町生涯学習センターと生涯学習施設として管理運営しております。

地方自治法施設として設置した布川地区コミュニティセンターについては、現在、指定管理者により管理し、生涯学習施設とは料金体系が異なっている状況です。

つきましては、町民の生涯学習活動や町づくりに関する活動支援等、利用者の利便性、公平性の観点からご提言いただきますようお願い申し上げます。